

海津市まちづくり委員会「第10回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年5月23日(金)
 開催場所 海津総合福祉会館 2階 研修室2
 分科会委員定数 19名
 開 会 午後1時30分
 閉 会 午後3時40分
 出 席 者 ○分科会委員

	公募市民	大橋 宗明
	"	堀田 義郎
	"	村上 碩也
	"	伊藤 幹男
	"	土方 隆博
会長	"	古川 邦彦
	"	佐藤 芳満
	"	野津 繁雄
	"	今津 美憲
副会長	NPO法人まごの手クラブ	田中 由美子
	NPO法人良縁の会ひまわり	櫻木 徳子
	海津市自治連合会代表	宮脇 信幸
	岐阜経済大学准教授	菊本 舞
	○事務局 企画政策課 課長	中島 哲之
	" 係長	徳永 宗哲
	" 主任	近藤 健二
	" 主任	土井 敬子

欠 席 者	公募委員	古川 義弘
	女性人材リスト	石川 春代
	NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森 秀和
	NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤田 重紀
	ボランティア連絡協議会	下田 博暉
	総務課	菱田 登

会議次第

1. あいさつ
2. 骨子(案)について
3. 自由討議(住民自治の仕組みについて)
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。 本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。 これより、海津市まちづくり委員会「第10回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。 古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 さて、本日の予定でございますが、自由討議とWSを行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。 それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長をお願いいたします。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。 次第2「自由討議・WS」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第9回の分科会では、住民自治のしくみをテーマに自由討議をして頂き、新しい協議会方式での新しい住民自治のしくみを提案していくという結果となりました。今回はその続きとして、事前に条文の骨子(案)を作成しお送りさせていただきましたので、ご確認いただけたと思います。 今回からは、皆様に検討していただいたことが、どのような条文になるのかイメージしやすくするため、ある程度条文にしたものを骨子(案)として提示していきますのでご理解をお願いいたします。 今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、各定義や、市民自治協議会の区域、設立要件など次第の①～④について事務局案を基に30分程度で検討していただき、その後協議会の役割についてのWSを発表を含めて15時20分まで行いたいと思います。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。 ないようですので、自由討議からはじめさせていただきます。 進行は菊本先生からお願いします。</p>
菊本委員	<p>事前に事務局の方から資料が届いていると思います。次第の①～⑤までの市民というところについて事務局から案が出ています。これは条文を想定した骨子案になっています。こういった条文になってくるという事務局案になっています。それから市民自治・市民自治活動の主体について、これは前回皆さんに検討していただいた自治協議会について、市の方で住民自治のしくみの事務局案を示し</p>

て頂いていますので、まずそれをご覧いただきながら、この市民の定義について、自治基本条例ではどういった方が市民と定義するのか最初に問題となってきます。

地方自治法では海津市に住民票を置いている個人あるいは法人を住民と言っています。この自治基本条例ではそうではなく、例えば通勤あるいは通学で市内に来る人たちも含めて市民としていくといった自治体も結構多い、そういった所について自治基本条例ではどう定義づけていくか。これが①にあたるところです。

②の市民自治については、これまで検討して頂いた基本原則のところに関連キーワードがあります。これは今まで皆さんに検討いただいた中で、事務局が抽出したものです。今日はそれを含めた形での市民自治というものにある程度定義付けが必要だろうということ、こういった形で事務局提案がされています。皆さんはこういった文言を入れた方がいいのではとか、これで十分ではないか等について少し検討していただけたらと思います。

次に市民自治活動の主体については、そのあとの自治協議会に関わっていきますので、例えば個人というのを想定していくのか、あるいは団体を全面的に押し出して主体として想定していくのか、あるいはミックスさせて様々な人たちが自治的な活動参加してもらえる考えられうるかぎりの団体組織をここに挙げていくのか、こういった事について検討をお願いします。

市民自治協議会についてはこのあと検討していただくことにしてひとまず、①～③の定義につきまして事務局案についてグループごとに検討をお願いします。

(討議)

菊本委員

それではそれぞれ発表をお願いします。

Aグループ
会長

こちらの班では、市民と住民と二つ使い分けると定義づけると大変難しくなるだろう、よって住民という言葉がなくして市民にそろえてはどうだろうか、というのが1点目。

2点目は市民自治についてというところで、「市民自治とは一定の区域において」というところで「一定の区域」というのは即まちづくり協議会を指すのか自治会を指すのかと、ちょっと狭く感じられるのではないかと、海津市全体を考えてのまちづくり条例であるならば、文言はなしでもよいのではないか。

「地域課題の解決など地域の良好な生活環境を作る」という表現ですが、課題だけの表現だと良さを活かした部分が表現されていないのではないかという声と「地域の良好な生活環境」という表現についても「地域」という言葉が必要かどうか。「生活環境」という言葉については限定されすぎではないか。「生活環境を作る」というところは「まちづくりをする」というような表現にするのもどうだろうか。

市民自治協議会ところですが、定義のところ「小学校区域において」と書いてありますが大きさとしては、ほぼ小学校区域が適当であるが、ブロック決めは話し合いで修正したり加えたりしていく必要も地域によっては必要であろうということでした。

それから⑥については、協議会は自治会単位ではなく大きな単位でやるということが前回は承されていることから、自治会が担っている役割を分担してというのはカットすべきではなかろうか。よって⑥は不要であるとなりました。補足がありましたらお願いします。

A 委員

1点だけお願いします。協議会イメージしていく中で単位協議会（学校区）の共通の課題とまちづくりの課題というのと市全体的に連携した協議会とイメージとどういう関係でやっていくのか。

その協議会組織と自治会組織と共通のお願いが出てくるでしょうから、その自治会とのつながりをどうイメージしているのかがわからないからその辺を少し話し合いをしていただいた方がいいのではないかという意見も出ました。

B 委員

もうひとつ意見を言わせてください。どのような権限が必要になってくるのかということですが、私のイメージですが各校区に協議会があって、全体の連合協議会があって市にももの言うこともあるのですが、もうひとつ議会との関係があるわけですし、当然議会ではそれぞれ選ばれた人が決議する。ではこの協議会の権限は何なのかという事を明文化した方がいいのではないかと思います、協議会が市長の諮問機関になるとか、そういったはっきりした位置づけも必要になってくるのではないかと。ただ行政が協議会のいうことを聞きますよとかというだけのものではなくて、もっとしっかりとした権限を明文化した方がいいと思います。

B グループ
C 委員

先ほどの班と同じような内容になるともいますが、市民についてですが、市内で活動する法人、会社とかいろいろな団体がありますが、そこで活動するものも入れてほしい。例えば私は瑞穂市に田んぼをもっているの、瑞穂市にもいいことがあることから、瑞穂市民であり海津市民であるということから、やはり市民に入れてほしいということでございます。

それから市民自治先ほどと同じようなことですが、村の自治会とかが十分活動していないからこのような話が出てくるのではないかと考えています。ぜひ頑張って協議をしていくわけですが、活動区民はすべて年金生活者ではないかということで、年金生活者がいろいろ協議して、利点欠点構想とか企画をして皆さんに分かってもらえるような協議会じゃないといけないのかなと思います。あるいは内容によってはいろいろ事がありますので分科会で対応していかなくてはいけないのかなと思います。

市民についてですが、外国人と言うと具合が悪いのでそういう表

	<p>現はやめた方がいいということで、「市内で活動する何々のもの」と定義した方がいいだろうということでございます。</p> <p>それから小学校区の市民自治協議会ですが小学校区と言ってもいろいろございますので、定義をするのが難しいと思いますので、「原則的に」と入れてはどうだろうかということで、ある程度フレキシブルに対応していかなくてはならないだろうなと思います。</p> <p>先ほどございましたが、協議会についてははっきりとは決まりませんでした。なにか補足はございませんか。</p>
D 委員	<p>協議会の中の位置づけですけど、漠然とした話ですが、自治会があってその上に協議会があってその上に市の方になって話になりました。協議会は各自治会をフォローしていくのが協議会かなという話が出ました。</p>
E 委員	<p>それでは住民と市民の定義で先ほどでましたように、市民というは海津市すべてに携わる人、外国人も含めて、それから通勤通学。</p> <p>住民というのは、海津市に住民票があって納税している。そのあたりを海津市の住民というとらえ方。というのはこちらに住所を置いてあって、よそへ行っている人も海津市の住民なのかなと。その分が一つ抜けておりました。</p> <p>最後の小学校区の問題ですが、協議会の役割について、協議会の設立について⑥は必要かですが、自治会の同意となりますと、必然的に小学校区あたりを主体にもっていかないとこういう状況はちょっと難しいのではないかと。飛び区になってしまうと話し合いも大変難しいだろうし、そのあたりを中心にもっていった方が組織は楽だろう。また自治会の代わりに協議会をつくるということより、あくまでも協議会の中に自治会とかいろいろな組織が入り込んで市民全体で動いて行く。</p> <p>それともう一つ、協議会そのものが市を動かすとかそういうことではなく、あくまでも市をこうもっていきたいという大きな流れの中でつくっていききたいということだろうと思われまますので、制約させる組織ではなくて全体を包んで行ってまとめていくような組織。今の自治会それから子ども会、老人会いろんなものを組み込みながら作っていく必要があるなと思いました。</p>
F 委員	<p>先ほど議員との関係というのはありましたが、非常に難しいかなと思いました。提案型のものとなってくるとなかなか機能するというのは現状から難しいのではないかなと。ある程度経験をもってということですので、このあたりのことはよくよく考えなければならぬのかなと思います。</p> <p>この協議会が完全に成功して機能するようになった時は、私の考えでは、今ある単一の自治会を協議会に含んでしまっって、発展的解消をするように思える。</p>

会 長	<p>ところで今地区社会福祉協議会があるのですが、それも含んだ形での協議会になりますね。これ別々のものにしてしまうとまた行政一緒に縦割りで何ともならんものになりますよ。</p> <p>そうですね、例えば今尾地区まちづくり協議会というものがあるとすると、その下に社会福祉もあれば社会体育もあれば青少年育成もあれば防犯もあれば。</p>
F 委 員	<p>いろんな分科会的に置いてというような。</p> <p>昨年度行った安心安全まちづくり検討分科会の際の結論ではやっぱり地域協議会の必要性というのがありました。防犯に関しても、防犯協会があって、交通安全協会があって団体間の連絡がないから、そういう協議会の必要性というのは、これに限らず必要だと切実に思います。</p>
G 委 員	<p>今のご意見の中でそれぞれの根本的違いは、協議会の下に自治会があるという考え方で、こちらは自治会と別のものということですよ。そちらは協議会があって自治会もあり、地区社協もありそういう考え方ですが、根本的違いはそこだと思っております。</p>
F 委 員	<p>私はそういうふうにはとらななかったが。</p>
会 長	<p>ただ自治会という言葉をお使いになったのであって、自治会に入っていない方も団地やアパートの方もわかって言われていると思います。こちらは言葉の上では、自治会ということではなく、自治会に入っていない方も含めている表現がありました。</p>
B 委 員	<p>私の個人的なイメージでは、もともと自治会というのは、その地域で自治会費を納めている人が自治会員であって、それだけの決まりですよ。ここで言っている、まず市民の定義によると全然関係ないですね。もとの定義が共通していると思うのですが、あくまで最初に出していただいた、在住する者及び云々私はこれでいいと思う。だからこの定義があるかぎり、自治会はメンバーであってもいいけども、そこは否定しない。構成メンバーにこうですよとうたっているところに、あえて自治会がどうのこうのと言うからややこしくなるだけで。もともと「市民とは」いうところを反芻していけば、各地域で協議会ができるとすれば、そこで有る程度役職を決めるだろう。そこも事務局の案からすれば「民主的に選出される」とあるわけで、例えば役職は5人で手を挙げるのは7人だと、おそらく公正にできるだろう、という私のイメージです。だから手を挙げる中に個人あれ例えば自治会の会長であれ企業の社長であれNPOの代表であれ誰だっていいと。そういうことである限り、自治会の上にかぶせるとかそういうことは全然ないというイメージです。</p>

A 委員	<p>だからあえて自治会とは言わない。</p> <p>先ほどの質問は、議事録にもあるが、「新しい協議会方式での新しい住民自治の仕組みを提案した方が良い」を踏まえて我々は協議しましたよということです。でもそちらはどうも踏まえていないようであると、よくわからないとイメージをもったわけですね。どうですか。</p>
F 委員	<p>踏まえていますよ。</p>
B 委員	<p>各地区に協議会があるとすれば、協議会に物申すだけじゃなくて、各協議会に何か企画を出したと、予算は200万だと、そこに市から活動費として何割か出しましょうかと、そういうことかなとイメージしたのだけでも。そういうことならより活性化するだろうと思うのですね。</p>
菊本委員	<p>前回の検討を踏まえて、新しく協議会を作るとなったのですが、協議会という言葉も仮のものであって、条例を作っていく上でまた議論していただくことになるのですが、その協議会を設立してくにあたっては、どこまで要件として定めていくかということが、次の段階として重要になるので、今日皆さんに討議をいただいたわけです。その前提としてやはり市民を定義しなくてはいけないということで、事務局の提案になりました。</p> <p>このボードに書きましたものは、よくある多くの自治体で自治基本条例を作っていくにあたって、だいたいこういうようなものが項目として上がってきて、この中で1～6までを入れる自治体が多いといわれています。これについては過去の資料に皆さんのお手元にありますのでまた見ていただければいいと思います。</p> <p>両方のテーブルとも基本的には住民票を置いている、居住している、在学通勤している人たち、そして個人だけではなく市内に事務所があり、事業をおこなっている法人団体、それから、事務所はもっていないけれども、市内に活動を行っている団体も含めようというのが事務局の案であり、皆さんの方もこれについては提案等なかった。</p> <p>市民自治活動のところで、個人かありましたが、特別取り上げなくてもこの条件の中で満たされる形で、国籍を問うような形ではなく、それよりも、実際に市にどのような形で関わっているかで、定義づけた方がいいのではないかと意見が上がっています。</p> <p>住民という言葉について先ほどお話がありましたが、住所があって居住しているというところで住民という言葉が使われるので、この条例上では、市民という言葉をつかっていくというみなさんのご意見でした。</p> <p>今日は条文案で文章化した形で事務局から出てきましたが、まず</p>

文章としてそもそも成り立っているのか、というところで議論があったと思うのですが、実際に条文をつくって行く上ではもう一度練り直しの段階があると思いますので、ひとまずここについては、今日出てきた意見をまとめる形ではなく、こういった議論が出てきているという形でまとめていただくのがいいと思います。方向性としては、できるだけマイナス面だけの事を作るのではなく、まちづくりといった形で、課題や問題を限定するような形での自治的な活動があるのではなく、もっと未来志向型の書き方をした方がいいのではないかなというようにご提案が皆さんの中から出てきたと思います。

それから「一定の区域において」という法律的なところはあいまいにぼかしておくとも便利だと考えられるので、このような使い方をしますが、自治の範囲というのは、今単一自治会で500世帯の自治会と2世帯の自治会とが機能している現状があることを考えると、自治というのは地理や歴史的な特徴というのがあるので、ある程度ぼやかした表現にせざるを得ないところがあって、あまり限定すぎない方がいいのではないかな、というようにところがこれまでの流れであると思いますね。ですからこのように事務局でも出していると思いますので、表現としては文章の中に残さないという方向もあると思いますし、ある程度この条例において市民自治の主体となる場所とはどういう範囲なのかというのが決まっていたら、その範囲というのを改めてあげて頂くのも方向だと思います。

問題の協議会ですが、今日の結論を出していかなくてはなりません。一つは小学校区という区域を想定するかどうかということと、やはり自治会という自治組織としてもっとも尽力していった組織をこの協議会の設立要件に含めるか。この2点が最も重要なポイントになっているとおもいます。先ほどご指摘がありました、両班とも意見が割れています。一方は、やはり協議会には今まである、いろいろな形で行ってきた自治活動ですとか、自治に関する取り組みを様々な事を行っている組織を網羅している協議会が必要だという意見と、もう一方は、協議会という新しい組織を作って、新しい市民活動を行いたいという主体性に可能性を見出している意見だと思います。

海津市の実情に合わせて考えていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

H 委員

よろしいでしょうか、協議会の役割や市への権限を考えると、ある程度細かく割っていかないとだめだろうし、それぞれの学校区をなしで全体でみれば何も問題ないし、何をこの協議会でするかという事をもう少し詰めていかないといけない。協議会そのものが意見を言う組織なのか、それともどういう組織なのかもう少ししっかり方向付けをしないと難しいのかなと思います。

G 委員	<p>私の意見は、そこで生活をしている主流の若い方々が引っ張って年長の方に協力をしてもらう形で行かないと、トップダウンでは若い方々に協力を得られないと思うのです。ですからこの設立要件の中にどういうものが入ってくるかと思うのですが、一番忙しい世代の方々が、自分たちの意見をもって企画して、みんなが協力していくのが理想形ではありますが、私は新しく作るのはいかなるものではないかなと思うのです。</p>
I 委員	<p>今トップダウンのお話がありましたが、年寄りがトップに立つという意味ではなく、トップが中心になって若い意見を吸い上げていくボトムアップしていくというようにとらないと、若い人に任せて後は知らんという様ではダメですので、活動の主体はどうしても暇と金がある年金生活者になりますが、そこら辺は若い人の意見を十分吸い上げての意見ですので、トップダウンではないので。</p>
G 委員	<p>要は若い人の言った意見を聞いてもらえる、そういう場を考えた方がいいのではないかなという、私の意見です。</p>
菊本委員	<p>なかなか結論が出ないようですね。継続ですかね。今日は権限ですとか、委員からお話があった、市へ予算をあげてそれが通れば、それまで自治会が担ってきた部分をまちづくり予算という形で協議会に予算が下りてくる、そういったような権限が与えられていく場合もありうるのではないかと、というご提案もありましたので、そのあたりも含めて、この協議会がどのような役割や権限を担っていけるのか、あるいは議会との関係において、どのような支援をもたせながらも歴史的な取り組みをやっていけるのか、もう少し議論して必要があります。</p> <p>市民の定義については皆さんの方で議論していただいた。協議会の中身については設立の要件を含めて次回へ持ち越しということで、委員から意見のありました、どうしても忙しくて時間がない、けれども将来の海津市を考えると、働いている世代や若い世代をどうやってまちづくりや自治というところに取り組んでもらえるか、そういった組織としての協議会というのを考えていく、そうやって設立要件やあるいはそこでできる事とは何なのか考えていくことが非常に重要だと思います。そういった観点から議論頂きたいと思います。</p>
A 委員	<p>参考にしている伊賀市や岸和田市の協議会というのは、校区単位で先に協議会を作って、そこで地域の協議会が活動や市長への提言をしてというようなやり方をしているのか、それとも器を作るのは課題があって後にできるものではないですか。</p>
菊本委員	<p>伊賀市の場合は、条例の他に市町村合併の議論が並行して進んで</p>

<p>A 委員</p> <p>J 委員</p> <p>菊本委員</p> <p>会長</p>	<p>いるので、その中で新しいまちづくりというのを作っていきましようということのできた組織です。ただ伊賀市の場合はこういった設立要件が細かく設定されていますが、いまだに全ての地域でこの協議会が作られているわけではなく、しかも自分たちである程度校区単位で地域の中で合意が得られて初めて設立ということになります。</p> <p>こういった条例の中でも協議会を定めていく時に、市政全体の中で、どのように今後のまちづくりを作っていくかということを決めるのがイコールなのですね、ですからむしろ議会なり市長なりの考え方が最終的には反映されたものでないと実現していかないと思いますし、そういう意味では私たちはここで提案する時には市長や議会を説得できる材料をもってこの協議会を提案していく必要がありますし、実現していく時には海津ならではの方法を見出していく必要があると思いますし、そういった観点でも皆さんに議論頂けるといいと思います。</p> <p>課題があってもなくても先に器だけ作るのですね。それこそ自治会と大して変わらない範囲となるから、そういう事になるから。おのずと決まってくるのではないかな。</p> <p>皆さん一足飛びに協議会が大成功と思われると問題です。やっぱりステップを踏まないと、この協議会が形にならない。まず市民がそういうことに慣れていないと無理です。まずその辺を慣らさないと次のステップは踏めないと思います。</p> <p>この条例で協議会方式を提案していくことは、結局市政として自治会を変えていきたいという目標をまず示すということだと思うのですね。その後でそのためにはある程度この条例の中で示していくことになると思いますが、それとは別に例えば市民活動をどうしたら活性化していけるのか、あるいは個人的に市民活動に参加したり、まちづくりに参加していくことはどういうことなのか、それはまた別の政策のところでも短期的中期的にやっていくのが必要になってくると思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは最後になりますが、次第4、今後の予定について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分科会開催日について 第12回 平成24年7月24日(火) 第13回 平成24年9月25日(火)
---	--

ありがとうございました。
本日の予定は、以上で終了しました。
これで「第10回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて
頂きます。
本日は、ありがとうございました。

(15:30 終了)